

## ジュニアNISAの概要とNISAとの相違点

平成27年度法制改正により、未成年者のための少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が創設される。口座開設の手続きは平成28年1月から、口座内での運用は平成28年4月からスタートする。

NISA口座を開設できるのが20歳以上の国内居住者等であるのに対し、ジュニアNISA口座を開設できるのは20歳未満の国内居住者等である。NISAの未成年者版であるのでジュニアNISAと呼ばれる。両制度の概要をまとめたものが図表1である。

ジュニアNISAは、上場株式や株式投資信託など（以下、上場株式等）の譲渡益、配当、分配金が非課税になる点はNISAと同様である。ジュニアNISAの年間の新規投資額の上限（非課税枠）はNISAより

少なめの80万円である。

また、ジュニアNISA口座は1人1口座しか開設できず、金融機関の変更もできない。NISAと異なり、今年A銀行に非課税管理勘定を設け、来年はB証券会社で…といったような使い方はできない。

どうしても金融機関を変更したい場合は、一度ジュニアNISA口座を廃止して再度異なる金融機関にジュニアNISA口座を再開設することは可能である。ただし、この場合、ジュニアNISA口座の廃止時にそれまでジュニアNISA口座で得た配当や譲渡益に遡及課税されるため、あまりすすめられないのではない（遡及課税については6.で後述）。

ゼロ歳で口座開設した場合、ジュニアNISA口座は20年以上使用することが可能である。このため、金融機関の変更ができないことを踏まえ、ジュニアNISA口座を開設する金融機関の

選択は慎重に検討するべきであろう。

## 生年月日別に異なるジュニアNISAの特徴

ジュニアNISAにおける制度の特徴は、生年月日・年齢別に4つのパターンに分けることができる（図表2）。

口座開設者が平成15年1月2日以前生まれの場合、20歳になった後に、NISA口座が自動開設される（4.で後述）。口座開設者が平成16年1月3日生まれ以後の場合には、継続管理勘定が設けられる（5.で後述）。現行法上、NISA口座の自動開設と継続管理勘定の設定の両方が行われる人はいないことになっている。

家計のキャッシュフロー表を作成する際には、各年における子どもの年齢について「4月1日以前か、4月2日以後か」の学年の区切りを意識して設計するだろう。ジュニアNISA・

図表1 NISAとジュニアNISAの概要

	NISA	ジュニアNISA
口座を開設できる者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等	その年の1月1日において20歳未満の居住者等（またはその年に生まれた居住者等）
各年の新規投資額の上限（非課税枠）	平成26年・27年：100万円 平成28年～35年：120万円	平成28年～35年：80万円
口座開設数	1年ごとに1人1口座	全期間を通じて1人1口座のみ
取扱金融機関の変更	1年ごとに変更可能	変更不可
非課税口座（未成年口座）で購入できる金融商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど（公社債、公募公社債投資信託は不可）	同上
非課税対象	非課税口座（未成年者口座）で保有している金融商品の配当・分配金、譲渡益	同上
非課税で保有できる期間	投資した年から5年間（ロールオーバーは可能）	同上
配当・分配金の受入れ先	自由（上場株式の配当は株式数比例配分方式で受け取らないと非課税とならない）	課税未成年者口座で管理され引出し制限がかかる
購入した商品の売却	自由	自由（譲渡代金は課税未成年者口座で管理され引出し制限がかかる）
制度終了時の扱い	新規投資は平成35年まで、NISA口座での商品の保有は平成39年までで終了することとなっている	新規投資は平成35年まで。平成36年以後は既存口座につき20歳に達する年まで非課税で運用を行える「継続管理勘定」を設ける

（出所）法令をもとに大和総研作成

図表2 口座開設者の生年月日・年齢別のジュニアNISAの特徴

口座開設者の生年月日・年齢の条件	課税未成年者口座	NISAの自動開設	継続管理勘定
パターン① 18歳到達後にジュニアNISAの口座を開設する場合	開設されない	行われる	設定されない
パターン② パターン①に該当せず、平成15年1月2日以前生まれ	開設される		
パターン③ 平成15年1月3日～平成16年1月2日生まれ		行われない	
パターン④ 平成16年1月3日以後生まれ		設定される	

（注）「18歳」についての正確な定義は本文3.を参照。

（出所）法令をもとに大和総研作成

NISAにおいては、これに加えて、「1月2日以前生まれか、1月3日以後生まれか」にも注意する必要がある。

NISA口座を開設できるの

は、その年の1月1日時点で20歳に達している人である。法律上は、誕生日の前日に1歳、年齢が加算される。このため、平成15年1月2日生まれの人

は、平成35年1月1日に20歳に達する。このように、ジュニアNISA・NISAでは1月2日以前生まれと1月3日以後生まれの間に線が引かれるのである。

## 3 18歳まで原則払出し不可

ジュニアNISAで上場株式等を新規購入する場合、まず、未成年者口座に上場株式等を受け入れる。未成年者口座に受け入れた上場株式等を売却するのは自由で譲渡益は非課税となるが、その売却代金は、課税未成年者口座に受け入れなければならない。

また、未成年者口座で保有する上場株式等の配当・分配金も所得税非課税で課税未成年者口座に受け入れる（上場株式の配当の受取り方法について「株式数比例配分方式」以外を選択した場合、所得税は課税されるが、未成年者口座で保有する上場株式の配当につき課税未成年者口座以外の口座で受け取るとは可能となる模様である）。

課税未成年者口座では、上場株式や株式投資信託に加え、未成年者口座では保有できない預

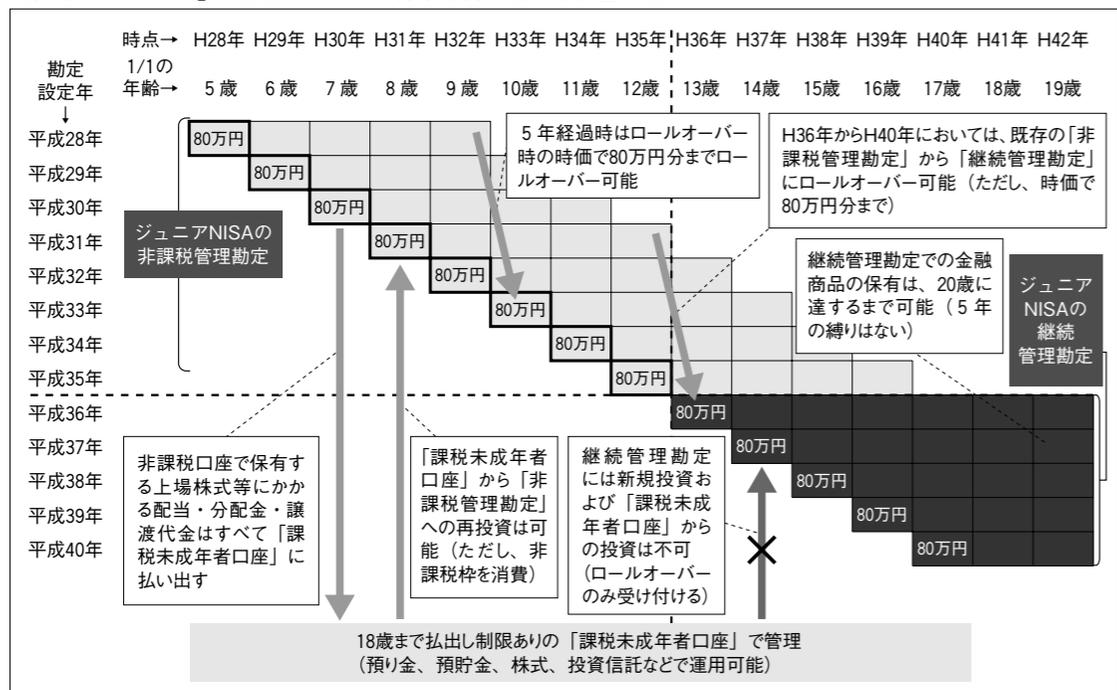
シンクタンク研究員による

# 読み解き！最新制度

Vol.05

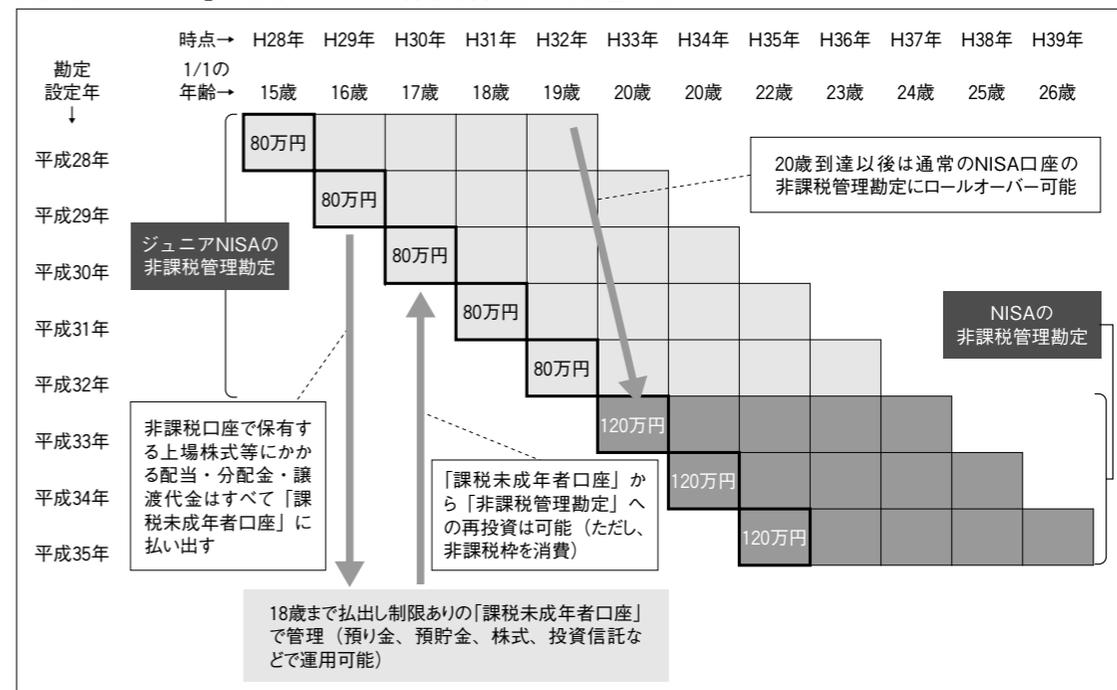
## 来年からスタートするジュニアNISAの仕組みを徹底理解する

図表4 パターン④の場合のジュニアNISAにおける資金の流れ



(注) 図表は、平成24年1月3日～平成24年4月1日生まれの人が、平成28年にジュニアNISAの口座開設を行った場合の例。  
 「18歳まで」についての正確な定義は本文3.を、「20歳に達するまで」は本文5.を参照。(出所) 大和総研作成

図表3 パターン②の場合のジュニアNISAにおける資金の流れ



(注) 図表は、平成12年1月3日～平成12年4月1日生まれの人が、平成28年にジュニアNISAの口座開設を行った場合の例。  
 「18歳まで」についての正確な定義は本文3.を参照。(出所) 大和総研作成

是枝俊悟 ●これえだ・しゅんご  
 大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士  
 金融・証券税制 個人に関連する税・社会保険などを  
 行う。近著に『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』（日本法令）

**18歳前に払い出すと  
 すべての利益に遡及課税**

口座開設者の居住する家屋が  
 災害により全壊するなど、災害  
 等事由が生じた場合、税務署長

貯金、公社債、公社債投資信託  
 などでも運用できる。ただし、  
 「課税」未成年者口座とあるよ  
 うに、その利子、分配金、配当、  
 譲渡益などは所得税の課税対象  
 となる。

課税未成年者口座で保有する  
 預貯金や金融商品は、原則とし  
 て18歳まで口座の外に払い出す  
 ことはできない。「18歳まで」  
 というのは、正確には「口座開  
 設者が18歳に達する学年の12月  
 31日まで」である（以後同じ）。  
 すなわち、一般的には高校を  
 卒業する年の1月1日から払出  
 し制限が解除され、ジュニアN  
 ISAで形成した資産を大学や  
 専門学校などの入学金・授業料  
 などに充てられるよう設計され  
 ている。

なお、18歳以後にジュニアN  
 ISAの口座開設を行った場合  
 は、開設当初から課税未成年者  
 口座は開設されず、NISAと同  
 様に自由に口座からの払出し  
 を行うことができる。

運用が可能である。具体的には、  
 平成16年1月3日以後に生まれ  
 た人が対象になる。

平成36年から40年までの間、  
 毎年、1月1日にロールオーバ  
 ー専用の継続管理勘定が設けら  
 れ、各年分の勘定につき、時価  
 で80万円までジュニアNISA  
 の非課税管理勘定からロールオ  
 ーバーすることが可能である。  
 なお、継続管理勘定には新規投  
 資を受け入れることはできない。  
 継続管理勘定には5年の非課  
 税期間の制約はなく、口座開設  
 者が20歳に達するまで継続して  
 非課税での運用が可能である。

財形年金・財形住宅では、目  
 的外に払い出した際の遡及課税  
 は過去5年に得た利子等に限定  
 されるが、ジュニアNISAで  
 は5年に限らず過去すべての利  
 益に対して遡及課税が行われる  
 点に注意が必要である。

**20歳になったら  
 NISA口座が開設される**

NISAの実施期間中（平成  
 35年まで）にジュニアNISA  
 の開設者が20歳になったら、ジ  
 ュニアNISA口座を開設して  
 いる金融機関に、NISA口座  
 が自動的に開設される。正確に  
 は、平成15年1月2日以前に生  
 まれた人が対象となる。

ジュニアNISAの非課税管  
 理勘定からNISAの非課税管  
 理勘定へのロールオーバーを行  
 うことも可能である。

**継続管理勘定が設けられ  
 20歳まで継続運用可能**

ジュニアNISAにおいて新  
 規投資が行えるのは平成35年ま  
 だが、平成35年までにジュニ  
 アNISA口座を開設した場合  
 口座開設者が20歳に達するまで  
 （正確には、1月1日において  
 20歳である年の前年12月31日ま  
 で、以後同じ）、継続して資産